

1. 保険金の種類と金額

(1) 医療保険金（医師の治療を受けた場合）および入院加算金

事故発生時の活動の種別		治療日数(*1)	医療保険金	
(治療日数1日から対象) 正課中・学校行事中	(対象外)	1日～3日	3,000円	
	(治療日数4日以上が対象)	(対象外)	4日～6日	6,000円
		(対象外)	7日～13日	15,000円
	課外活動(クラブ活動)を行っている間以外で学校施設内にいる間・通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中	(治療日数14日以上が対象) 学校施設内外を問わず、課外活動(クラブ活動)を行っている間	14日～29日	30,000円
			30日～59日	50,000円
			60日～89日	80,000円
			90日～119日	110,000円
			120日～149日	140,000円
			150日～179日	170,000円
		180日～269日	200,000円	
	270日～	300,000円		



入院加算金(180日限度)	入院1日につき4,000円 (いずれの活動種別においても入院1日目から支払われます。)
---------------	--

(*1) 実際に入院または通院した日数をいいます。傷害を被り治療を開始した日から「医師が必要であると認めた治療が完了した日」の間の実治療日数であり、治療期間の全日数が対象になるのではないことにご注意ください。

(2) 死亡保険金（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	2,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	1,000万円

(3) 後遺障害保険金(*2)（事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合）

補償範囲	支払保険金
「正課中」「学校行事中」	程度に応じて 120万円～3,000万円
「正課中・学校行事中以外で学校施設内にいる間」「課外活動(クラブ活動)中」「通学特約加入者の通学中・学校施設等相互間の移動中」	程度に応じて 60万円～1,500万円

(*2) 死亡保険金と後遺障害保険金とを重ねて支払うべき場合には死亡保険金をお支払いします。

注意事項

- 上記の保険金は、生命保険、健康保険、他の傷害保険、加害者からの賠償金と関係なく支払われます。
- 保険金は上記金額に限定されているので、2口以上の加入はできません。
- 同日に複数の病院へ通院した場合でも治療日数は1日となります。1日のうちに2つの病院へ通院しても、治療日数は2日とはなりませんのでご注意ください。